

広島市条例第 5 3 号

令和 8 年 9 月 2 8 日

市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部を改正する条例

市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 3 1 年広島市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 2 第 1 項中「協議等の場」の右に「（以下この項において「議会の会議等」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、議長又は副議長にあっては、公用車その他の公費負担による交通手段を利用して議会の会議等に出席したときは、この限りでない。

第 5 条の 2 第 2 項中「直線距離」を「片道の路程」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 5 キロメートル未満のもの 日額 1, 0 0 0 円
- (2) 5 キロメートル以上 1 0 キロメートル未満のもの 日額 2, 0 0 0 円
- (3) 1 0 キロメートル以上のもの 日額 3, 0 0 0 円

第 5 条の 2 に次の 1 項を加える。

3 前項の路程は、一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 2 月 1 日から施行する。